

# 登録店募集

日南市では、新型コロナウイルス感染症に伴い打撃を受けた市内事業者の支援と、市民の皆様の地域における消費を喚起するため、応援消費プレミアム付商品券を発行します。

## 日南市内事業所の皆様へ

10月1日からの販売・利用開始に伴い、本商品券を利用できる店舗を募集しています。

※店舗登録にあたり、登録料・換金手数料等は発生いたしません。

### 《登録店舗の要件》

宮崎県内に本店又は主たる事業所を有し、日南市内に店舗をもつ事業者。

※概要は裏面を確認ください。なお、詳細は、日南市HPに掲載する募集要領を確認ください。

### 《登録方法》

登録希望の事業者は、店舗毎に「特定事業者申込書兼誓約書」と必要書類を最寄りの窓口へ提出してください。郵送による申込も可能です。郵送の場合は、下記の住所へ郵送してください。

申込書類は、各窓口でお受け取りいただくか、日南市HPからダウンロードしてください。

#### 【各提出窓口】

【日南】日南商工会議所

【北郷】北郷町商工会

【南郷】南郷町商工会

#### 【郵送の場合(送付先)】

〒887-8585 日南市中央通1-1-1

日南市役所 商工・マーケティング課



※登録が完了した店舗については、「登録証明書」を発行いたします。

※販売期間中は、随時店舗を募集しますが、8月末までに登録頂いた事業者については、購入対象者へ9月下旬に配布する利用可能店舗一覧チラシに掲載します。

詳細は、インターネットで検索！！

日南市 プレミアム付商品券

検索



詳細はコチラの  
← QRコードからも  
確認できます。

### 《お問い合わせ先》

日南市新型コロナウイルス感染症市民生活・経済対策推進室 TEL 31-1188

日南市産業経済部 商工・マーケティング課 TEL 31-1169



みんなで宮崎を元気に!  
ジモミヤラブ



# 日南市応援消費プレミアム付商品券の概要

## 《応援消費プレミアム付商品券の概要》

### 1 商品券の発行額及び枚数

- (1)発行額 2億3,400万円
- (2)発行枚数 23万4千枚(1万8千冊分)  
(1冊 1,000円券×13枚綴)

### 2 商品券の販売価格

- 1冊 10,000円(1,000円券×13枚綴りで13,000円分)**※プレミアム率30%**  
※抽選により、購入対象者を決定します。

## 《応援消費プレミアム付商品券の使用範囲等》

- 1 応援消費プレミアム付商品券は、登録された店舗のみで使用することができる。
- 2 応援消費プレミアム付商品券の使用期間は、令和2年10月1日から令和2年12月31日までの間とする。
- 3 応援消費プレミアム付商品券は、おつりの支払いはできない。
- 4 応援消費プレミアム付商品券は、交換、譲渡及び売買を行うことができない。
- 5 応援消費プレミアム付商品券は、交付された本人又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができる。
- 6 応援消費プレミアム付商品券は、以下の各号に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。
  - (1)不動産及び金融商品
  - (2)たばこ
  - (3)商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
  - (4)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの
  - (5)国税、地方税や使用料などの公租公課

## 《特定事業者の登録等》

- 1 市は、特定事業者を募集し、応募した事業者を登録の上、当該特定事業者に特定事業者登録証明書を交付する。
- 2 登録を希望する事業者は、日南市応援消費プレミアム付商品券特定事業者申込書兼誓約書(様式第1号)に必要事項を記載の上、令和2年8月31日までに市の指定窓口へ提出するものとする。
- 3 応募登録が可能な事業者は、宮崎県内に本店又は主たる事務所を有する者(県外に本社を置く事業所を除く)で、かつ日南市内に事業所(店舗)を有し、営業を行っている者とする。

## 《特定事業者の要件》

- 1 特定事業者は、市内の店舗(移動販売車を含む)のうち、次の(1)~(4)に該当しない店舗とする。
  - (1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業を行っている店舗
  - (2)特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者の店舗
  - (3)応援消費プレミアム付商品券では使用することができない物品及び役務の提供のみを取り扱う事業者の店舗
  - (4)役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者の店舗

### 《各種期間》

- ① 商品券販売期間 令和2年10月1日~令和2年11月30日
- ② 商品券利用期間 令和2年10月1日~令和2年12月31日
- ③ 使用済商品券換金受付期間 令和2年10月1日~令和3年 1月15日  
※平日のみ(土・日・祝日・年末年始は取り扱っておりません)

## 《お問い合わせ先》

日南市新型コロナウイルス感染症市民生活・経済対策推進室 TEL 31-1188

日南市産業経済部 商工・マーケティング課 TEL 31-1169



みんなで宮崎を元気に!  
ジモミヤラブ

